

平成20年(ワ)第1978号、第2900号、第4164号、第5120号

平成21年(ワ)第1152号

原告 原告番号1ないし101番

被告 国

平成21年7月1日

福岡地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら復代理人

弁護士 徳 田 靖 之

## 意見陳述書

### 1 はじめに

(1) 私は、この度本件訴訟の原告弁護団に参加いたしました大分県弁護士会に所属する弁護士の徳田靖之と申します。修習は21期、弁護士となって41年目です。

私自身は、文字通りの田舎弁護士にすぎませんが、縁あってスモン訴訟、じん肺訴訟、薬害HIV訴訟、ハンセン病国賠訴訟、薬害肝炎訴訟の原告ら代理人として、これらの各訴訟に参加してまいりました。

本件訴訟についても、大分県在住の原告が含まれていること(代表が大分県在住であること)を早くから承知しておりましたので、参加すべきとの思いを抱かなかつた訳ではありませんでしたが、既に最高裁判決によって結着済みの訴訟であり、何人かの原告本人尋問のみで早急に解決が図られるはずだと考えて、参加を見送ってまいりました。

(2) ところが、私たちが、薬害HIV訴訟の解決の日である3月29日に、毎年大分市で開催している「薬害を考える集い」(今年が14回目の集いでした)に参加された、本件訴訟の原告代表から、国が各原告について、父子感染の有

無とウイルスのジェノタイプを明らかにせよと主張して、原告本人尋問の実施に反対している旨を聞かされるに至ったのです。

率直に申上げて驚きました。

これはまさしく、解決の引き延ばしであり、最高裁判決を無視し、歪小化する以外の何ものでもないと怒りを禁じえず、お誘いを受けて原告ら代理人の末席を汚させていただくことになりました。

(3) 以下においては、私がこれまでに経験した各種訴訟において司法（裁判所）が果たした役割を踏まえながら、本件において、どのような審理及び解決が図られるべきかについて、代理人としての意見を申し述べさせていただきます。

## 2 最高裁判決に対する国の対応の誤りについて

(1) 先ず、指摘しておきたいことは、最高裁判決に対する最近の国の許し難い対応の問題です。

こうした傾向は、いわゆる関西水俣病訴訟における最高裁判決に対して、特に顕著に現れました。

この最高裁判決こそは、深刻且つ悲惨な被害の救済を、挟隘な診断基準を楯に放置し続けてきた国を断罪し、新たな診断基準を示して、早期全面解決の必要性を明らかにした、司法による国（行政）に対する警告と言うべき歴史的な判決でしたが、国はその意義を、個別訴訟の範囲に限定し、診断基準の改定や被害状況把握のための全面的実態調査の実施を怠ったまま、多くの被害者を今猶放置し続けています。

これは、まさしく国（行政）による、司法の頂点に立つというべき最高裁判決の無視・歪小化以外の何ものでもありません。

(2) 同様なことが、今、このB肝訴訟において、二重の意味で展開されようとしています。

その第1は、判決で指摘された、国の果すべき責務の無視・放置です。

これまでも、原告ら代理人が再三意見陳述において明らかにしてきましたように、B肝訴訟における平成18年最高裁判決は、自らの怠慢によって、未曾有のB肝感染被害を発生させ、しかも、当該被害発生について十分に認識していながら何十年にわたって実態把握を怠り、放置し続けた国の責任を厳しく問うものでありました。

国（厚生労働省）に、いささかでも、この最高裁判決を謙虚に受け止め、判決で明らかにされた事実に誠実に対応しようという姿勢が存在したならば、国（厚生労働省）として第1に着手すべきことは、被害状況を把握し、その回復を図るための全国的な実態調査以外になかったはずです。

ところが、国（厚生労働省）は、このような実態調査の実施を怠り、膨大な数の感染被害者を放置し続けるという態度に終始したのです。

自らのB肝感染の原因を知ることなく、自らの不幸として諦め、あるいは、子への感染を自らの責めとして許しを請いながら生き続けた母親らが、自らの家庭の平穏やプライバシーを犠牲にしてまで、本件訴訟を提起するに至ったのは、まさしく国がいつまでも最高裁判決を無視ないし放置し続けてきたが故なのです。

その意味で、本件訴訟では、国のこのような許し難い司法（最高裁判決）軽視の基本姿勢の是非が問われているのであり、裁判所が、あいまいな態度をとり続けることは、自ら司法の権威を放擲することに外なりません。

国による最高裁判決歪小化の第2は、前述しました父子感染やジェノタイプの診断を求める応訴態度です。

この点については、吉村代理人の詳細な意見陳述に譲りますが、このような国の主張は、自らが、①原告らに感染被害を与えたうえに、②その被害事実を認識しながら何十年間にわたって放置し続け、③最高裁判決によって、その誤りを断罪された後にも不作為をも続けた加害者であることを棚上げし、国民の生命と健康を守るべき厚生行政の責務をもかなぐり捨てたうえで、最高裁判決の意義を限定し、如何に損害賠償の範囲を縮小するかという点のみに、腐心するものであり、司法の場における国の応訴態度として、到底許されることではありません。

### 3 本件訴訟における原告本人尋問の意義と裁判所の責務について

(1) 私が原告ら代理人として関与した薬害H I V訴訟やハンセン病国賠訴訟の解決には、大きな特徴があります。

法的には、複雑且つ解明が容易ではない多くの争点を伴いながら、いずれも1審段階で決着をしたということです。

薬害H I V訴訟では、東京・大阪両地裁の「所見」が和解を導き、ハンセン

病国賠訴訟では、国会の立法不作為を断罪した熊本地裁第1陣判決が確定し、ご承知のとおり恒久対策を含む画期的な和解解決を導きました。

(2) こうした画期的な解決を導いた裁判所の所見や判決を生み出す原動力となったのが、原告本人尋問でした。

薬害HIV訴訟では、死を間近にして言葉を失いつつある原告の必死の訴えが裁判官らの心を揺さぶり、あの精緻にして情感溢れる「魚住所見」を導きました。

ハンセン病国賠訴訟について判決を下した裁判長は、後に取材に答えて「審理の過程で最も印象的だったのは、自分と同年代の原告から、その本人尋問において「あなたが、私と同じ目にあわされたとしたら、裁判長あなたはどのように生きてきましたか」と問われたことだ」と述懐しています。

私たち訴訟関係者は、ややもすると当事者尋問を単なる一証拠とみなし、その尋問内容を準備書面等における主張内容の繰り返しにすぎないとみなしがちですが、本件のような人生そのものの被害の回復を求める集団訴訟においては、被害者本人の肉声による被害の語りこそが、被害の本質を私たちに実感をもって理解せしめ、当該訴訟を通じて解決すべき課題と課せられた使命を明らかにしてくれます。

そして、その被害の語りこそが、あまりに長きにわたって原告らの心の奥深く封じ込められてきた被害を解き放ち、訴訟を通じて人間回復を果していく端緒となるのです。

(3) 裁判長、本件は、幼少時にB型肝炎に感染し、長い長い苦難の人生を歩み続けてきた原告らとその被害から解放すべき訴訟であると同時に、司法を軽視し、最高裁判決をも蔑ろにせんとする国（行政）とのたたかいでもあります。

司法の權威をかけて、断固とした訴訟指揮により、予定通り原告本人尋問を実施し、その結果を受けて、本件訴訟の早期全面解決のために、ご尽力下さることを心より願う次第です。

以上